

2023年度 津和野小学校いじめ防止基本方針

1. 学校教育目標より

学校教育目標 「自他を大切にし、共に学び、きたえようとする子どもの育成」

目指す児童像 「つわのっ子」

- ・つたえ合い
- ・わかり合い
- ・のばし合い
- ・つぎへつなげる

「学校教育目標」・「目指す児童像の育成」の実現に向けて取り組みながら、いじめは絶対に許さないという学校・学級の雰囲気をつくり、いじめのない学校を目指す。

2. いじめ防止のための組織…いじめ防止対策委員会

校長、教頭、生徒指導主任、人権・同和教育主任、養護教諭、教務主任

3. 具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止

- ・全職員で全校児童を見る、というスタンスで見守り、指導にあたる。
- ・特に配慮が必要な児童について、まずは職員間の情報を共有し、特性をふまえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に実施する。

- ・いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえすべての教職員で取り組む。
- ・目指す児童像の実現を図り、全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができるような、集団作り・授業作りに取り組む。
- ・一人ひとりを大切にした指導を展開し、主体的に参加できる学習活動や受容的な雰囲気と規律を大切にした学級経営をめざす。
- ・いじめの特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについての研修を行う。
- ・日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての児童を対象に様々な教育活動を通じて道徳教育や体験活動、ふるさと教育の充実を図る。
- ・自分の大切さや他人の大切さを認めることができるよう、様々な教育活動を通じて人権教育を推進する。
- ・いろいろな考え方や立場の方との触れ合いを通して感性を磨くとともに、コミュニケーション力を高める。
- ・みんなのためになることに、自主的に取り組む経験をとおして自己有用感を育てる。
- ・児童自身がいじめの問題について学び、そうした問題を主体的に考え、解決するために取り組む。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ・いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われているという認識を持っており、児童

が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く持つ。

- ・定期的なアンケートや教育相談週間に加え、日頃から相談しやすい雰囲気を作り、早期発見に努める。また、日常観察や日常の会話などからも情報をつかむ。
- ・相談体制を整備すると共に、児童や保護者に周知する。

(3) いじめに対する措置

- ・発見や通報があった場合は、特定の教員で抱え込まず、直ちにいじめ防止対策委員会に情報を報告し、組織的な対応につなげる。
- ・遊びや悪ふざけと言っている場合でも、いじめと疑われる場合は、その場でその行為をとめ、事情を把握し、その後の児童の関係について注視し、指導を継続する。
- ・「いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない」ことを全教職員が理解する。
- ・いじめられた児童や知らせてきた児童の安全を確保すると共に、児童や保護者へ事実関係を速やかに伝え、今後の対応等について理解を求める。
- ・いじめを行った児童に、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導と保護者への助言を行う。
- ・いじめを見ていた集団に対しても指導を行い、自分たちのこととして捉えさせる。
- ・ネット上のいじめへの対応として、定期的に現状を調査するとともに、情報モラル教育を進めていく。
- ・必要があればいじめた児童に対し、懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置をとる。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときには所轄警察署との連

携を図る。

(4) その他の留意事項

・校長を中心に全教職員による協力体制を作る。また、具体的な動きについては、

「いじめ問題対策協議会」で検討する。

・校内研修の充実を図る。

・教職員が児童と向き合い、いじめ防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、

校務の効率化を図る。

・学校評価における留意事項を設ける。

・必要な際は、SSW に緊急支援要請をすることもある。

・地域や保護者との連携を図り、いじめ問題の重要性についての認識を広めたり、解決のために関わり合ったりする。

学校運営協議会・PTA 総会・地区懇談会・学級懇談・個人懇談・各種アンケートなど
を利用し、地域や保護者・児童の願いや思いを酌み取り、いじめ防止の活動に生かす

・重大事態が起きた際は、重大事態に対処すると共に、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により、事実関係を明確にするための調査を行う。重大事態とは、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。

・調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。また、教育委員会を通して地方公共団体の長に報告する。

・重大事態が起きた際は、関係諸団体にも協力を要請し、外部を含めた「いじめ対策委員

会」を組織する。

【協力要請先として考えられる組織等】

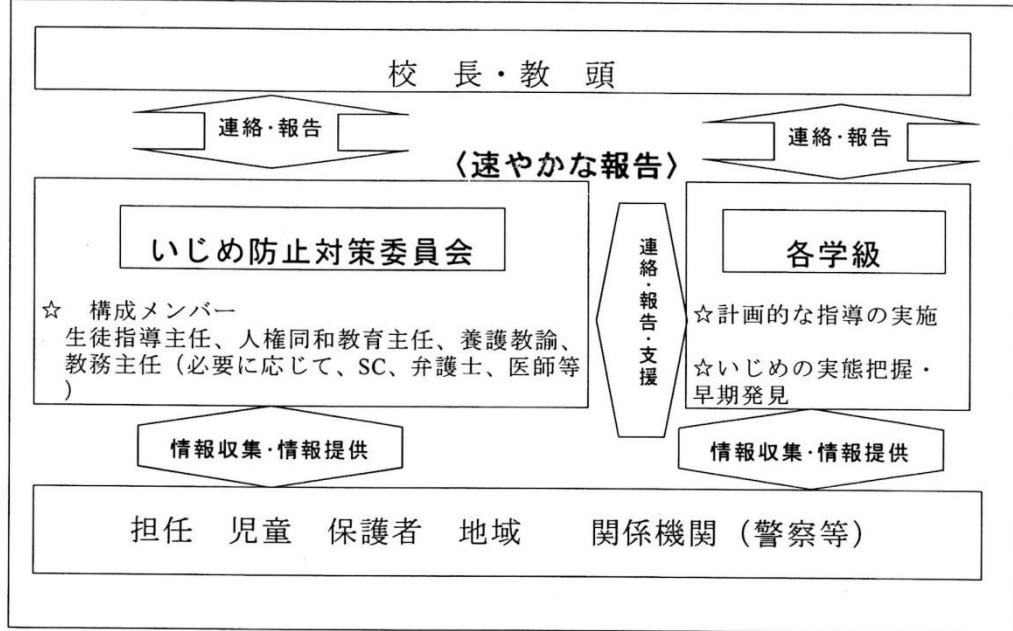
津和野町教育委員会・警察・児童相談所・社会福祉事務所・SC・SSW 等

[年間計画] ※毎週水曜日放課後に各学級の情報交換を行う

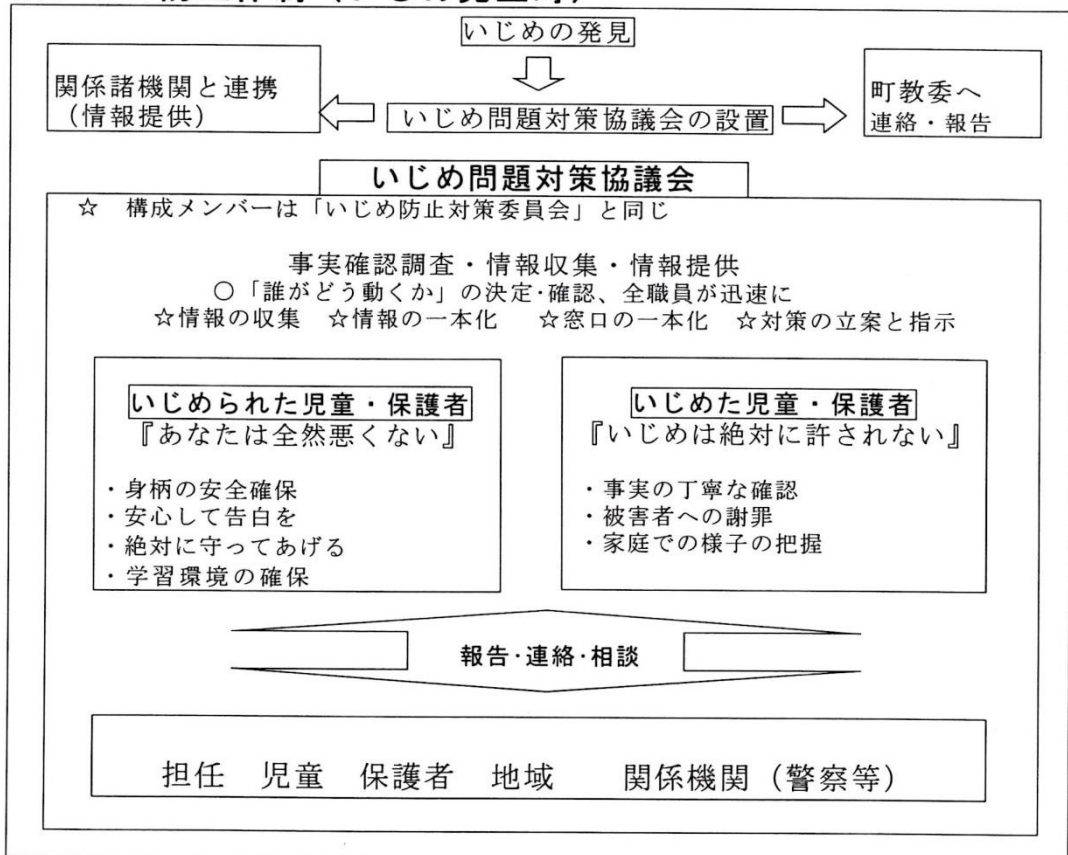
月	内 容
4	・「いじめ防止基本方針」について、全職員で共通理解する。 ・生徒指導職員会(各学級の実態把握・対応の検討)
5	・津和野小学校児童の実態把握(子ども理解の会) ・生徒指導職員会() ・アンケート実施
6	・アンケートQUの実施と併せてのおしゃべりタイム(教育相談の実施) ・生徒指導職員会()
7	・生徒指導職員会()
8	・アンケートQU分析(結果にもとづいた対応策検討) ・夏季生徒指導職員研修(生徒指導に関する研修、各学級の実態把握・対応の検討)
9	・生徒指導職員会()
10	・生徒指導職員会()

11	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導職員会() ・アンケートQUの実施と併せてのおしゃべりタイム(教育相談の実施)
12	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導職員会(各学級の実態把握・対応の検討) ・アンケート実施
1	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導職員会 アンケートQU分析(結果にもとづいた対応策検討) ・人権・同和教育参観日(PTA研修会) ・人権標語、人権ポスターへの取組
2	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導職員会() ・アンケート実施
3	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導職員会()

※いじめ防止体制（平常時）

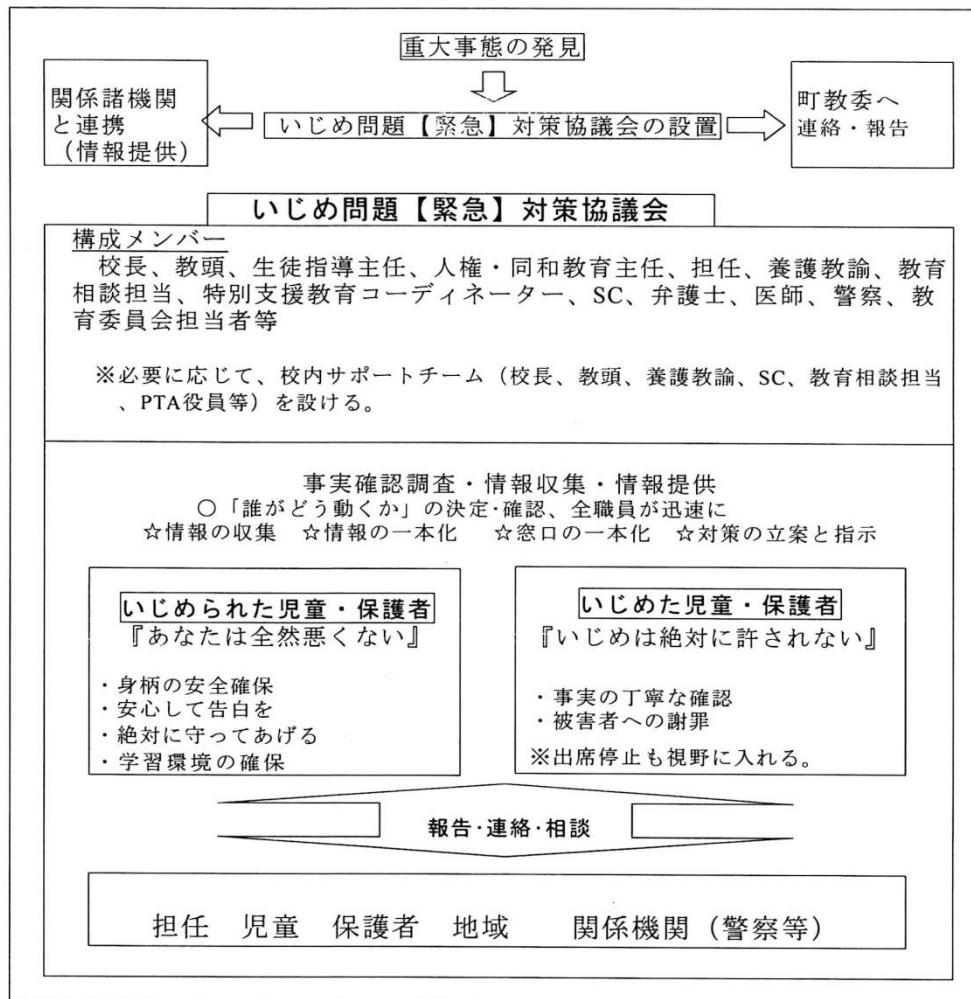


※いじめ防止体制（いじめ発生時）



いじめの解消 (継続して情報交換・援助) 事後観察・支援の継続 (日常観察・SC等との連携) 学校評価 (取組の分析、改善)

※いじめ防止体制（重大事態発生時）



報道等への対応
(教育委員会との連携)
事後観察・支援の継続
(ケア等日常観察・関係機関等との連携)
学校評価
取組の分析、改善